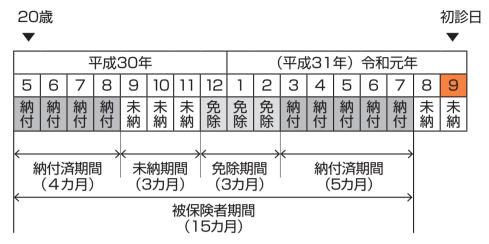
■ 保険料の納付要件

初診日の前日において、初診日がある月の2カ月前までの被保険者期間で、 国民年金の保険料納付済期間(厚生年金保険の被保険者期間、共済組合の組合 員期間を含む)と保険料免除期間をあわせた期間が3分の2以上あること。





<解説>

被保険者期間は、20歳から初診日がある月の2カ月前(令和元年7月)までの15カ月です。 このうち、保険料納付済期間および保険料免除期間は12カ月です。

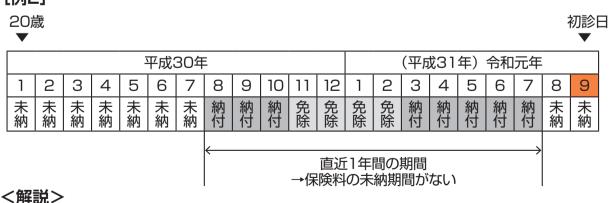
上記の例では、保険料納付済期間および保険料免除期間が3分の2以上(10カ月以上)あるので納付要件は満たしています。

保険料の納付要件の特例

次のすべての条件に該当する場合は、納付要件を満たします。

- ・初診日が令和8年4月1日前にあること
- ・初診日において65歳未満であること
- ・初診日の前日において、初診日がある2カ月前までの直近1年間に保険料の 未納期間がないこと

[例2]



初診日がある月の2カ月前までの直近1年間(平成30年8月から令和元年7月まで)に保険料の未納期間がないので納付要件は満たしています。

*初診日が平成3年5月1日前の場合は、納付要件が異なります。年金事務所にご相談ください。